

佐賀県女性議員ネットワークを立ち上げました！

盛 泰子（伊万里市議会議員）

【2つの約束】

私は2015年の選挙後、議長を志し、その時の所信表明で約束したのが「伝える」「学ぶ」の2つ。議会の役職で、議会運営委員会委員長以外はあまり興味がありませんでしたが、その前年に区長会から出された議員定数削減の請願に対する議会の対応が余りに酷かったので、「二度と削減を求められない議会にすること」が私のミッションだと心に決め、最後は同数くじ引きで選出されました。

「伝える」とは記者会見をして議会の動きを伝えること。定例議会終了後に、今回の議会で決まったこと、議論になったことその他、次の議会までの予定や、視察を受けた中でのこぼれ話などを伝え、質問も受けました。時には非常に難しい内容の質問もあり、苦しい表情がテレビ画面に映ったこともありましたが、市民の皆さんからは「議会が身近になった」との反応もあり、議長を志す方には、是非チャレンジしてほしいと思います。

「学ぶ」とは伊万里での研修機会を多く作ること。議員になる方は色々な経験をされてきていますが、私自身がそうだったように、地方自治についてはこれから…の方が多く、他方で東京などでのセミナーに参加するには交通費だけでも高額であるため、講師を招いての研修会を提案。予算の裏付けがない約束は無責任ゆえ、議長として政務活動の機会は少ないので、私の政務活動費で講師の旅費・宿泊費を賄うこととしました。2年間に11回実施できたことは、講師と、参加して下さった方々に感謝あるのみです。

【女性議員ネットワーク】

その流れを続ける中で、2019年5月に開いた研修会に県内の女性議員の多くが集い、「みんなで学ぶ機会がほしい」との声があがりました。それ以前にも無所属を基本とした「女性議員政策研究会」がありましたが、暫く開かれていなかった状況と、政党に属している議員

も多い中で、超党派で行う意義を捉えて、新たなネットワークを立ち上げることになりました。

2020年2月現在、県内の女性議員は34名で全議員数の1割に届かず、全国で39位(2018年末)と残念な状況です。なお、過去最多は52人であり、平成の大合併で小さな町が大きな市と合併した際に激減したのは大ショックでした。人数的にはまだまだの状況ではありますが、ここ数年で若い女性の議員が増えていることは画期的です。

それぞれの方の事情もあり、ネットワークの会員は32名。10月の初会合で県内を4ブロックに分け、輪番で研修会を企画・実施することを決定。1月には新年会を兼ねた集いで、今後の学びへの希望を出し合い、2月には第1回の研修会を実施。午前中は各自治体の予算書や参考資料を持ち寄って比較し、「こんなに違うのか」と驚きの声上がるなど、早速次の議会での問題提起につながる可能性を感じました。午後からは議員以外のゲストも加わってのクロスロードゲーム議会編、議会事務局編により、対話のデザインを体験する機会となりました。クロスロードゲームは阪神淡路大震災の教訓から生まれた防災に関する対話ツールですが、参加者の全てが口を開く優れものですので、参画研究会でも実施できると良いですね。

各議会に戻れば少数派の女性議員。党派を超えて共有できる部分はしっかり連携し、素晴らしい佐賀県づくりに寄与したいと考えています。

私の密かなたくらみは、このメンバーで県議会へ意見書を出すこと。さて、その中身は…。同じテーマでの一般質問も面白いかも。どうぞ楽しみに！



女性議員が増えると暮らしが社会が変わる ～議会に多様な声を届けるために～

令和元(2019)年度政治参画セミナー

講師：申 きよん さん お茶の水女子大学ジェンダー研究所 准教授

主催：佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)・佐賀市・唐津市

協力：NPO法人女性参画研究会・さが

令和元(2019)年11月21日、お茶の水女子大学ジェンダー研究所 准教授 申きよんさんによる講演会(演題：女性議員が増えると暮らしが社会が変わる～議会に多様な声を届けるために～)が開催されました。佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)と佐賀市、唐津市が主催したもので、私共、「女性参画研究会・さが」も協力者として名前を連ねました。

昨年施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や、日本の女性議員を取り巻く現状などについて若者にも理解を深めて欲しいとの思いで、佐賀女子短期大学での開催となりました。

今回は、夜間の開催にも関わらず、短大の学生を含め、男女約80人が聴講しました。この中には、今年の統一地方選で佐賀県議会議員に当選された一ノ瀬裕子さん他多数の女性議員の姿もありました。

参加者の半数は学生で、法律の存在はもとより、日本の女性議員の比率が国際的には165位と極めて低いことなどを初めて知ったと驚いていました。また、ではなぜ少ないのかという分析にも聞き入っていました。申さんは若者や女性の政治参画を高めることによって①政治の公平性が高まる②政策に変化が生まれる(ジェンダー立法が推進される、育児保育関連の予算が増加、軍事的予算の減少や軍事的国家の行為の減少など)ことなどを説明され、自分の生活の問題が政治に直結していることに気づいて欲しいと述べられました。



申さんは平成30(2018)年、上智大学法学部教授の三浦まりさんと共同で、パリテ・アカデミー(女性政治リーダー養成講座の提供等を実施)を立ち上げ、女性がなぜ出馬しにくいのかの政治学の知見を基礎にプログラムを開発し、政治リーダー養成講座を運営されています。これまでの男性中心的政治のあり方を変え、多様性・ジェンダー平等の実現を目指しています。トレーニング合宿では3つのC、confidence(自信をつける)capacity(スキルをつける)community(仲間とつながる)に代表される若手女性の政治的リーダーの養成を目指し、講座には毎回7～30名の参加があるそうです。ジェンダー問題に気づく高校生のころから政治に関する関心を共有し議論する場を持つことで、政治教育の乏しさやタブー視する空気を変え、女性議員候補者プールを増やしていきたいとのこと。これまで、全国から参加した約100名が講座を修了し、平成31(2019)年の選挙には、この中から10名が立候補し、7名が当選したそうです。

今回、聴講した学生の中には想像以上に女性議員が少ないことに驚き、自分たちの感覚とはズレている現状を変えるために自分たちに何ができるか考えてみたいと話す人もいました。意見発表の中で、「女性参画研究会・さが」の顧問 山下史眞子さんが、当団体が20年以上にわたり女性の政治参画や女性議員の誕生に力を尽くしてきたことを紹介されました。

当日の講演会の模様はNHKや新聞各社の紙面で紹介されるなど高い注目を集めました。

また、翌日は唐津市で同じ内容の講演会が実施され、約30人が参加しました。

(内田)

令和2(2020)年度 通常総会を開催しました

令和2(2020)年度通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に配慮し、特定非営利活動促進法第14条の9の規定に基づき、書面での議決による開催としましたので、ご報告します。

【議案】

第1号議案 2019(令和元)年度事業報告書及び活動計算書について

第2号議案 2020(令和2)年度事業計画書及び活動予算書について

第3号議案 役員の選任について

【結果】

すべての議案について、同意の可否の意思表示を求めたところ、全正会員(41名)から書面によりこれに同意する旨の意思表示がなされましたので、特定非営利活動促進法第14条の9及び本法人の定款第30条第3項の規定に基づき、6月12日、総会の決議があったと

みなされ原案どおり可決承認されました。また、6月13日に開催した理事会において、定款第14条第2項及び第15条第2項に基づき、下表のとおり、理事長に山崎和子が、副理事長に内野さよ子と内田信子が選任されましたので、併せてご報告します。

つきましては、改選を機に役員一同、気持ちを新たに事業推進に取り組む所存です。

今後とも、従来にも増して、ご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

理事長	山崎 和子	理 事	富石久美子
副理事長	内野さよ子	//	山下 明子
//	内田 信子	監 事	諸石 秀子
理 事	藤瀬 都子	//	香月チエミ
//	金子 瓊子		

令和元(2019)年度NWECの男女共同参画推進フォーラムに参加しました

事業名 独立行政法人国立女性教育会館 2019年度「男女共同参画推進フォーラム」派遣事業

目的 女性活躍推進、女性のキャリア形成支援、ワーク・ライフ・バランス等の課題の解決に資するための研修の実施及び関係機関・団体等の相互交流の促進を支援する目的で開催される国立女性教育会館主催の2019年度「男女共同参画推進フォーラム」に会員、その他学生等を派遣し、現在の男女共同参画推進への課題や全国の活動団体の実情等を学び、派遣者の学習効果及び当団体の今後の活動に活かす。

派遣者氏名 山崎 和子 特定非営利活動法人女性参画研究会・さが 理事長
 内田 信子 // 副理事長
 (学校法人旭学園 理事長)
 富石 久美子 特定非営利活動法人女性参画研究会・さが 会 員
 干潟 由美子 //
 赤松 貴子 //
 中岡 優希 佐賀女子短期大学こども未来学科 1年

内 容 派遣日時 令和元(2019)年8月29日(木)～31日(土)
 派遣先 国立女性教育会館(埼玉県比企郡嵐山町菅谷728)



今年も国立女性教育会館主催の「男女共同参画推進フォーラム」に行ってきました。このフォーラムは、国立女性教育会館(NWEC)における年間最大のイベントで、「つなぐ、あらたな明日へ～女性も男性も共に暮らしやすい社会を創る～」をテーマに開催され、今年も全国から、男女共同参画を推進する行政、女性団体、NPO、大学、企業などの広く男女共同参画を学ぶ方々など

1200人が一堂に会しました。3日間で特別講演、シンポジウム、映画上映、47件のワークショップ、9件のパネル展示が、国立女性教育会館のほか、民間団体、大学などによって行われました。特に今回は、昨年の「政治分野における男女共同参画推進法」施行から1年、2019年度統一地方選、参院選も経験し、なぜ女性議員が必要か、女性議員に何を期待するか等のテーマが

多かったです。今回も、佐賀女子短期大学のご理解とご協力で、こども未来学科の学生1名が加わり、理事長、副理事長、3名の会員との6名で参加をしました。

今回の事業は、佐賀県立男女共同参画センターの令和元年度県民グループ派遣・招へい支援事業に採択され、佐賀県の助成を受け実施しました。

ワークショップの一部をご紹介します。

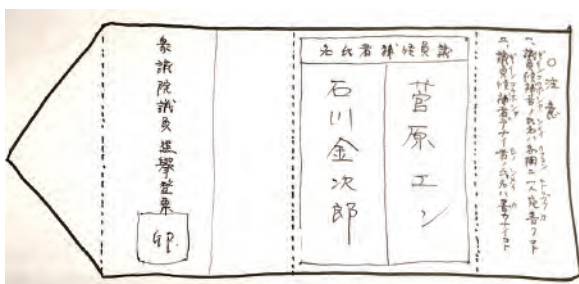
議席の半分に女性を！
～政治分野における男女共同参画推進法施行から1年～
運営団体：クオータ制を推進する会(通称Qの会)

法制定後の2019年統一地方選・参議院選を見ると女性の立候補者数、当選者数、当選者中女性比率は、いずれもこれまでの統一地方選挙の記録を更新しました。参議院選では、候補者中の女性比率は過去最高、女性当選者数は過去最高タイでしたが、当選者中女性比率は定数の3人増のため、2016年に及びませんでした。

地方議会への女性の参画は議会の種類別に大きな差があり、政党別に見ると、自民党はあらゆる地方議会で女性比率が低く、公明党は町村議会で、共産党は道府県議・市議でそれぞれ女性比率が高くなっています。都道府県別女性議員数・女性議員比率では佐賀県は県議会議員に1人新人が初当選し、女性議員は2人になったものの、全国的には41位です。全国的に「政治は男のもの」という意識が根強く残っているとの分析でした。

【1946年の投票用紙】(2名連名制である)

1946年4月10日の戦後初の衆議院選挙で日本初の女性議員39人が誕生しました。しかし翌1947年4月に行われた衆議院議員総選挙では女性当選者は15人に激減しています。2005年の衆議院議員選挙で43人が当選するまで59年間にわたって1946年総選挙の39人を超えることは出来ませんでした。(投票用紙は会場に展示されていた投票用紙の撮影が許可されなかったため写生したものです。)



現状打破に向け明治大学の堀口悦子教授が行った提言が大変面白いものでした。「1946年に、女性が参政権を得た際の投票用紙は2名連名だった。会場にその時の投票用紙が展示されている。この併記制が女性議員の躍進に繋がった。この方法を復活できないか」。参加者から賛同の声が挙がりました。

最後に全政党は次の衆議院選挙では女性議員増大の目標を設定し候補者男女均等を目指すこと。国及び地方公共団体は、市民及び政党などへの法の理念と主旨の徹底を図り、女性議員を増やす環境整備の推進をせよなどを求める2019年ヌエック宣言を採択しました。



挨拶する赤松良子代表

高齢女性の貧困—現状と課題
運営団体：北京 JAC(世界女性会議ロビイングネットワーク)

JAC代表の船橋邦子さんと、高齢女性の貧困の当事者、支援をしてきた区議会議員の3名が問題提起し、その後グループ討議とその発表で構成されました。初代佐賀県女性センターアバンセ館長でもある船橋邦子さんは女性の貧困問題、なかでも高齢単身女性は低年金で貧しいこと、これには若い時からの女性の低賃金があり、税制度や年金制度に課題がある。さらに性別役割分業をさらに強固なものにする第3号被保険者・遺族年金制度問題がある。「130万円の壁」が女性の低賃金を再生産し、「サラリーマンの夫と被扶養の妻」の標準世帯には入らない未婚、離別の女性が差別されていると制度の問題点を指摘しました。超高齢社会を迎えて老後2000万円不足問題など年金制度の破綻、医療介護の民営化等、今後の高齢女性にとってあまりにも不安が大きいと訴えました。



船橋邦子代表の趣旨説明

男女共同参画の視点に立った自治体の防災・減災政策

運営団体：男女共同参画と災害・復興ネットワーク(JWNDRR)

JWNDRR代表の堂本暁子さんと東京大学名誉教授の大沢真理さんによって2008年度及び2017年度実施の全国自治体調査の報告が行われました。2017年調査の結果見えてきたのは、2008年度調査で指摘されていた問題点「女性や多様な立場の人の視点の不足」「意思決定の場への女性の参画の難しさ」は改善、解消されていないということでした。その原因は根が深く、平常時から潜在的に存在する男性主導の習慣、性別役割分担などが、災害時には極端な歪みとなって顕在化するからではないか。求められるのは平常時から男女共同参画の視点を取り入れ、地域の独自性を活かした防災体制を確立することであると提言されました。

報告書では整備状況の充実度から四国に注目されていました。背景に四国4県の自治会長に占める女性の比率が高いことがあげられるのではないかと分析でした。4県全部が都道府県のトップ10位に入っており、徳島、香川、高知県は5位以内とのことでした。四国は地域自治のジェンダー平等化が非常に進んでいることがわかります。こういったことが「平常時の男女共同参画の推進」だと痛感しました。

女性議員に何を期待する？ —「女性ゼロ議会」大脱走—

運営団体：全国フェミニスト議員連盟

特に印象深かったのが、「シングルマザーと居住支援」に取り組んできた立教大学研究員の葛西リサさんの報告書「母子世帯の居住貧困」—ひとり親を取り巻く住宅事情とその解決に必要な視点とは—の発表でした。

調査によれば、母子世帯の約9割は離婚によって生じ、離婚後にすぐ家を出るケースが多いにもかかわらず、緊急に利用できる支援がなく、資金や保証人の確保も困難なため、まずは必要となる住宅の確保が難しい場合が多いということです。

その解決策として有効なのが、住まいとケアを合体させた仕組みづくりではないかと、ひとり親向けシェアハウスという形態を導き出されています。一つの住居に複数



の世帯がともに住まい、足りないケアを相互に補完するという仕組みを、今、各地で問題視されている空き家の活用と組み合わせるといった方法もあるのではないかとまとめられています。事例を6例あげ、その中には介護事業者が就労、住まい、保育をオールインワンで支援するものや、シニアと地域が支える現代版“下宿”として1階にはシニア管理人が居住し、2階にシングルマザーが居住、子育ての支援や夕食の提供などで支え合うという画期的な事例もありました。

このような実情を受けて、女性議員に、母子世帯の居住貧困は、居住保証が整備されていないが故に生じる課題であることを問題視し、制度の充実を働きかけてほしい。民間の力に依存せず、また、潰さず、これを支えるような支援の仕組みを構築してほしいと提言をされました。

【参加者感想】 佐賀女子短期大学2年 中岡優希

今回の研修での一番の収穫は、多くの地域や年齢の方々の性差別や共同参画についての考えを知ることができたことです。私は、未だにあまりメジャーではない性的少数者で、改善されつつあるように見える「男女共同参画」についてはあまり考えたことがありませんでした。しかし、自分たちのような少数者に対する差別を無くすにはまず、知ってもらうこと、自分の考えを発信すること、そして、一番スタンダードな女性と男性という性の間の差別感を無くすことが大切なのだということに気づかされました。

最後に、このように自分の考えを深める、知らなかったことを知ることが出来る貴重な学習の機会を与えて下さり、本当にありがとうございました。この経験を活かして、これから仲間と一緒にあらゆる性に対する理解を少しでも多くの人にしてもらえよう活動を少しずつでいいのでできたらいいなと思っています。

「災害対策基本法等で住民の生命と生活を守る緊急提言」

日本弁護士会有志による提言

コロナ感染拡大を受けて、2020年4月16日付けで日本弁護士会有志によって「災害対策基本法等で住民の生命と生活を守る緊急提言」が出されています。元国立女性教育会館(ヌエック)理事長・館長だった大野曜さんからの情報提供です。

提言では

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大という事象を災害対策基本法の「災害」と捉える事で、市民に自宅待機を求めることが出来る。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大という事象を災害対策基本法の「災害」と認定することで、感染拡大計画地域、感染確認地域を「警戒区域」と設定し、特定の者以外の立ち入りを制限することができる。
- 3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」を活用して、事業者が雇用者を解雇せず、休業中であっても、雇用者が雇用保険の基本手当を受給できる。

事を挙げ、新型コロナウイルス感染症の拡大を災害対策基本法の「災害」に認定するなどの弾力的運用あるいは制度転用を行い、災害対策基本法を始め、災害時の各法制度を活用することを求めています。

大野さんは情報提供にあたり、政府の後手後手の政策、医療崩壊手前の現状、女性や子ども、障がい者、外国人労働者等へのしわ寄せが出てきていることを問題提起され、「ジェンダー・ギャップ指数が、世界153カ国中121位(2019年)の日本では、諸外国以上に家事・子育て、介護等の無償労働が女性に背負わされています。テレワークやフレキシブルタイムの活用は、働き方改革として女性にとって便利なはずですが、非正規雇用が多い女性にしわ寄せが来ています。企業は、働く人々の多様な実態に合わせた柔軟な働き方システムを真剣に考え、変革してほしい。ジェンダー平等を実現するために企業が変わるチャンスとなるのではないのでしょうか。」と結んでおられます。

編集後記

●編集後記をまとめようとした間際、安倍総理の辞任表明のニュースが飛び込んできました。2012年12月から7年8か月の長期政権でした。政権発足時に最重要課題として華々しく打ち上げられたのが「女性活躍」。その目玉は「2020年までに指導的な立場の女性を30パーセントに」というものでした。しかし、目標期限を前に企業や公務員におけるその割合は目標値の半分近くに留まっています。2015年の女性活躍推進法成立直後には派遣法が改正され、1985年に女性従業員に占める正規雇用の割合が7割であったのが、現在は非正規が6割と逆転しています。こうしてみると10年近い安倍政権において「女性の活躍」とは、女性の潜在的な労働力を引き出し、使いやすい安価な労働力

を確保したかったという経済的な視点からのものであったことがはっきりとします。非正規労働者の増大は経済的な困窮に繋がり、特に女性に重くのしかかってきています。2020年末をめどに今後5年間の政府の方針を定める第5次男女共同参画基本計画が策定されようとしています。その内容はこうした現状に対応していないとの声が上がっています。女性のことは主人公である女性が決める。そのためにも立法府に女性議員を送り出すことが何としても必要であると改めて強く感じています。その後、安倍政治を継承すると見られる菅内閣が発足しましたが、女性閣僚は2名に留まっています。「女性活躍」を幻にはしてはならないと思います。

(内田)